

平成27年2月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)**

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	北海道	一般財源総額確保と地域経済・雇用対策費の継続・拡充	法定率の引上げ等により、地方一般財源総額を確保されたい。 歳出特別枠や別枠加算の廃止・縮減等を行わないでいただきたい。 地域経済・雇用対策費の現行の算定方法の継続・充実を図られたい。 [継続]	一部採用する。 平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準から1.2兆円増額し、61.5兆円を確保した。 また、平成27年度においては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、地方交付税の法定率の見直しを行い、法定率分の地方交付税を900億円増額して確保した。 なお、歳出特別枠については、まち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保（0.35兆円）した上で、同額を歳出特別枠から減額することにより、実質的に同額を維持したものであり、別枠加算についても、リーマンショックにより大幅に落ち込んだ地方税収の回復の程度を勘案して、一定の縮減を図った上で必要な額を確保した。 なお、地域経済・雇用対策費の具体的な算定方法については今後検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	(法)	京都市	地方交付税総額確保及び法定率の引上げ	<p>歳出特別枠や別枠加算を維持すること。 大都市特有の財政需要を反映させること。 消費税率引上げ分の適切な配分をすること。 地方の財源不足の解消は法定率の引上げにより対応すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準から1.2兆円増額し、61.5兆円を確保した。</p> <p>また、歳出特別枠については、まち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保（0.35兆円）した上で、同額を歳出特別枠から減額することにより、実質的に同額を維持したものであり、別枠加算についても、リーマンショックにより大幅に落ち込んだ地方税収の回復の程度を勘案して、一定の縮減を図った上で必要な額を確保した。</p> <p>また、基準財政需要額の算定にあたっては、屋間流入人口などを指標とした割り増しや政令市・中核市の行政権能の違いを反映するなど、大都市特有の財政需要についても適切に算定している。</p> <p>平成26年4月から実施されている消費税・地方消費税の引上げについては、その引上げに伴う社会保障の充実分等の地方負担額について、基準財政需要額に100%算入したところであり、また、地方消費税率引上げによる増収は、国の制度改正に係る社会保障給付費の地方負担に対応するためのものであること及び地方消費税率の引上げによって財政力格差が拡大しないようにするため、地方消費税率引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分については、基準財政収入額に当面100%算入することとしている。</p> <p>なお、平成27年度においては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、地方交付税の法定率の見直しを行い、法定率分の地方交付税を900億円増額して確保した。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(法)	大阪市	法定率引上げ及び基準 財政需要額における標 準行政経費の精査	<p>持続可能な地方交付税制度の確立に向けて、法定率の引上げを行うべきである。</p> <p>地方の自主性を高めるために、サービス供給量が地方の裁量に一定程度委ねられている保育行政等に標準行政経費の対象を限定すべきであり、法定受託事務は算定対象から除外することとされたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成27年度においては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、地方交付税の法定率の見直しを行い、法定率分の地方交付税を900億円増額して確保した。</p> <p>また、地方交付税は、地方交付税法に定める目的のとおり、全国の各地方団体が、法令で義務付けられた事務をはじめ、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を保障するという極めて重要な役割を担うものであり、義務付けの強い経費については補正を講じて適切に財源保障しているところ。</p> <p>今後とも、このような財源保障機能が適切に発揮されるよう、必要な地方交付税総額を安定的に確保するとともに、適切な基準財政需要額の算定に努めてまいりたい。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	(法)	徳島県 高知県	交付税総額及び一般財 源総額の総額確保	交付税の総額と一般財源総額を安 定的に確保し、地方創生等に係る経 費について適切に交付税措置をして いただきたい。 [継続]	採用する。 平成27年度においては、地方団体の安 定的な財政運営に必要な一般財源総額に ついて、地方創生のための財源等を上乘 せして、平成26年度の水準から1.2兆円 増額し、61.5兆円を確保した。 平成27年度においては、交付税原資の 安定性の向上・充実を図るため、地方交 付税の法定率の見直しを行い、法定率分 の地方交付税を900億円増額して確保し た。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[小中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法) (省)	中標津町 (北海道)	特別支援教育推進に要 する補正係数の充実 (特別支援教育支援員 に係る補正係数の算 入)	地域に特別支援学校がない環境に ある自治体の特別支援教育推進の取 組や、看護師資格を持つ支援員を配 置するなどきめ細やかな対応をして いる自治体の実情を踏まえ、支援員 に係る補正係数を追加し、更なる充 実を図ることは必要と考える。 [新規]	一部採用する。 算定の簡素化の観点からは、新たな補 正係数を設けることは困難であるが、障 害のある児童・生徒数が増加傾向にある ことや、特別支援教育支援員の配置実績 を踏まえ、単位費用において、支援員の 措置人員を増員したところ。
2	(法)	東村山市 (東京都)	児童自立支援施設併設 校の特殊性を踏まえた 算定基準時の設定	年度途中での受入が多い児童支援 施設併設の中学校における生徒数の 算定については、年度末を基準時と して算定すべき。 [新規]	以下の理由により、採用しない。 普通交付税算定に用いる数値は、公平 性を確保する観点から、全国的かつ客 観的な統計数値であることを要するが、 「年度末の生徒数」に係る全国的な統計 数値は存在しないこと、また、普通交付 税算定のスケジュール上、年度当初の数 値を用いて当該年度の財政需要を捕捉す る必要があることから、年度末を基準時 として、普通交付税の算定を行うことは 困難。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[小中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(法)	東温市 (愛媛県)	「特別支援教育支援員報酬」の単位費用見直し	現状、教育支援員に係る基準財政需要額と決算額が大きく乖離しており、今後、文部科学省の方針により地域の小・中学校へ就学する障害のある児童・生徒が全国的に増えることが予想される中、単位費用の見直しによる是正が必要である。 [新規]	採用する。 特別支援教育の推進に要する経費については、障害のある児童・生徒数が増加傾向にあることや、特別支援教育支援員の配置実績を踏まえ、単位費用において、支援員の措置人員を増員したところ。
4	(法) (省)	豊後高田市 (大分県) 沖縄県	空調設備に係る維持管理費の交付税措置	近年において空調設備設置教室が増加している実態を考慮し、措置を検討する必要があると考える。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 学校施設における空調施設については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等について、引き続き文科省等からの情報収集に努め、交付税措置の必要性について十分精査していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(法)	徳島県	行政区域の広域化等を考慮したその他の教育費(幼稚園)の算定の見直し	行政区域の広域化・集落の分散化に伴い増加する「幼稚園数」や「教員数」の実態を考慮し、その他の教育費の算定を見直されたい。(基準財政需要額の増額) [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現行の幼稚園費は、園児数を測定単位として標準的な費用について措置している。行政区域の広域化等の状況を踏まえ、引き続き適切な算定に努めて参りたい。
2	(法)	時津町 (長崎県)	幼稚園就園奨励費補助の適切な算定	幼稚園就園奨励費補助の実態を考慮し、その他の教育費の算定を見直されたい。(基準財政需要額の増額) [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 幼稚園就園奨励費補助については、人口を測定単位として標準的な費用について措置している。各地方団体の事業の実態等を踏まえ、統計のとり方を含め、引き続き適切な算定に努めて参りたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[厚生労働費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	海老名市 (神奈川県)	地方公共団体が実施する社会保障関係事業(単独事業を含む)の基準財政需要額への適切な算入	消費増税による増収が、交付税の減額につながらず、確実に社会保障財源として活用できるよう、地方単独事業も含め、社会保障関係事業に係る経費を適切に基準財政需要額に算入すること。 [継続]	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成27年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても全額を基準財政需要額に算入したところ。 なお、社会保障4分野及び社会保障4分野に則った地方単独事業に係る経費については、国の制度等との整合性、地方財政計画の状況等を踏まえ、基準財政需要額に適切に算入しているところであるが、引き続き基準財政需要額への算入のあり方について検討して参りたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[厚生労働費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	(法)	大阪市	社会保障制度改革にかかる地方負担の基準財政需要額への全額算入及び地方消費税率引上げによる増収分に対応する算入方法の明示	<p>社会保障制度改革にかかる地方負担分については、基準財政需要額へ全額算入すること。</p> <p>地方消費税率引上げによる増収分にかかるスキームを示すとともに、各団体において、当該増収分に対応する基準財政需要額のうち、社会保障の充実分等にかかる影響額を把握できるように算入内容を明示された。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成27年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても全額を基準財政需要額に算入したところ。</p> <p>地方消費税収の用途の明確化の対応等を踏まえ、基準財政需要額へ計上した増収分に対応する社会保障の充実分及び支出の増分については、地方交付税制度解説に明示する等、公表の手法について検討してまいりたい。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[生活保護費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	川崎市	生活保護費について実績を反映させた単価の設定	住宅扶助、医療扶助（入院分）及びその他扶助の単価並びに扶助単価差率について、実績を踏まえた設定をお願いしたい。 [継続]	一部採用する。 生活保護費における扶助費の算定にあたっては、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者1人当たりの単価を基礎とし扶助の種類ごとに標準的な単価を設定しており、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正しているところ。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施している。 平成27年度の単位費用策定にあたっては、被生活保護者1人当たりの住宅扶助費等について所要の見直しを行ったところ。
2	(法)	広島県 周防大島町 (山口県) 屋久島町 (鹿児島県)	福祉事務所設置町村に係る経費の普通交付税算入	特別交付税で措置されている福祉事務所設置町に要する経費について、普通交付税で措置すること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 町村が福祉事務所を設置することは、社会福祉法上任意であり、また全国的にみても設置町村はわずかであることから、その設置経費を普通交付税で算定することはできないので、特別交付税において適切に算入しているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法) (省)	姫路市 (兵庫県) 宇陀市 (奈良県)	「子ども子育て支援新制度」移行に係る児童福祉費関係の算定方法の見直し	制度の移行に伴う市町における新たな財政需要について、需要額の算定に適切に反映されるべきと考えられる。 [新規]	採用する。 平成27年度に施行される「子ども子育て支援新制度」に係る地方負担分については、その他の教育費及び社会福祉費の単位費用に適切に算入したところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
2	(法)	宇陀市 (奈良県)	その他教育費及び社会福祉費における「育児発達相談員」に要する経費の措置	その他教育費及び社会福祉費において「育児発達相談員」に要する経費を追加して措置していただきたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 「育児発達相談員」については、各団体が独自に設置しているものであり、標準的な財政需要ではないことから、基準財政需要額に算入することは適切ではない。
3	(法)	沖縄市 (沖縄県)	社会福祉費(障害者自立支援費)の職員数の見直し	障害者自立支援法(H18年4月)が施行されて以降、本県における障害福祉サービス利用者(H25算定)は、23,396人であり、H23年度(8,984人)から14,412人増(約160%増)となっている。また、意見団体である沖縄市(約158%増)以外にも、増加率が高い団体があるため、標準団体における職員数の増を要望する。 [新規]	以下の理由により採用しない。 職員数については、地方団体が策定する定員管理計画等を勘案し地方財政計画に計上した一般行政総職員数を踏まえ、定員管理調査における民生部門の職員数等をもとに、社会福祉費全体として全国の標準的な職員数を設定しているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[清掃費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(法) (省)	東広島市 (広島県)	市町村合併による清掃 費の需要額増の反映	市域拡大によって増加した廃棄物 対策に係る経費を算定に反映すること。 [継続]	採用する。 標準団体の面積の見直し(160km ² →210 km ²)に併せて、ごみ収集・運搬に要する 経費を見直し、単位費用に反映するとと もに人口密度が低い団体においては、ご み収集・運搬に要する経費が増加する実 情を踏まえ、人口密度に応じた補正を新 設する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[林野水産行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	長崎県	水産行政に対する普通 交付税措置の充実	<p>農業に係る行政需要は、例えば、特産品づくりや、担い手対策事業などのソフト事業について普通交付税措置がなされているが、水産業に係る行政需要は、農業と比較した場合に、普通交付税措置が大変低い状況となっている。</p> <p>農業・水産業の振興は、いずれも地方自治体として力を入れて取り組まなければならない重要かつ普遍的テーマであるため、水産業に係る普通交付税措置の充実を求めるものである。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>農業行政費と林野水産行政費では標準団体の規模が異なるところであり、農業と水産業の単位当たり費用で比較すれば必ずしも水産業の普通交付税措置が低いものではない。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域経済・雇用対策費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法) (省)	北海道	地域経済・雇用対策費 の継続、充実	平成27年度以降も現行の算定方法 (人口密度、自主財源比率、一人当 たり農業産出額等)を継続、拡充し て頂きたい。 歳出特別枠が他の財政措置に振り 替えられる場合などにあっても、地 域経済・雇用対策費と同様に人口密 度をその算定に用いられたい。 [新規]	一部採用する。 地域経済・雇用対策費を含めた歳出特 別枠については、まち・ひと・しごと創 生及び公共施設の老朽化対策のための経 費に係る歳出を重点的に確保(0.35兆 円)した上で、同額を歳出特別枠から減 額することにより、実質的に同額を維持 した。 なお、具体の算定方法については今後 検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域経済・雇用対策費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	(法) (省)	愛知県	地域経済・雇用対策費 の継続又は相当額の確保	地域経済・雇用対策費の継続又は 相当額を確保し同水準の算定をして 頂きたい。なお、算定に当たって、 過疎団体を配慮して頂きたい。 [新規]	一部採用する。 地域経済・雇用対策費を含めた歳出特 別枠については、まち・ひと・しごと創 生及び公共施設の老朽化対策のための経 費に係る歳出を重点的に確保（0.35兆 円）した上で、同額を歳出特別枠から減 額することにより、実質的に同額を維持 した。 なお、具体の算定方法については今後 検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[地域経済・雇用対策費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(法)	京都市	活性化推進事業費の維持	活性化推進事業費を維持して頂きたい。 [新規]	一部採用する。 引き続き安心して暮らせる地域づくりや、疲弊した地域の活性化など、地方公共団体が住民のニーズに適切に対応した行政サービスを提供できるよう、地方財政計画の歳出特別枠に計上された経費の一定額を活性化推進事業費として算入する。
4	(法) (省)	高知県	歳出特別枠の維持及び算定方法の継続	歳出特別枠を維持し、算定方法を継続して頂きたい。 [新規]	一部採用する。 地域経済・雇用対策費を含めた歳出特別枠については、まち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保（0.35兆円）した上で、同額を歳出特別枠から減額することにより、実質的に同額を維持した。 なお、具体の算定方法については今後検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	福島県	地域経済活性化分にかかる算定額の規模を拡大しないこと	被災により、地域経済活性化指標については、今後の伸びが期待できないため、算定額の規模の抑制を求める。 [新規]	以下の理由により採用しない。 地域の元気創造事業費については、各地方団体が地域経済活性化に取り組むための財源として、平成27年度地方財政計画において、まち・ひと・しごと創生事業費として1兆円を確保したところである。普通交付税においては、各地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための需要を、地域の元気創造事業費等により算定することとしたところ。 なお、地域経済活性化指標については、今後、年次更新に伴って指標の起点を平成24年度又は平成22～24年度の3年間平均とすることとしており、震災からの復興の努力が成果指標に反映されることになる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[人口減少等特別対策事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法) (省)	大阪市	地方法人課税の偏在是正に伴う交付団体の財源確保	法人市民税減収分については、臨時財政対策債ではなく普通交付税により措置すること。 偏在是正による財源の費目ごとの算入状況及び算出方法を明示することにより、算入総額が個別団体ごとに算出可能とすること。 算定に当たっては、財政力指数を補正に用いること。 [新規]	一部採用する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模も大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債を配分しているもの。 法人住民税法人税割の交付税原資化に伴い生じる財源については、全額を地方財政計画の歳出に計上した「まち・ひと・しごと創生事業費」の財源として活用したところ。 なお、具体の算定方法については今後検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(法)	三好市 (徳島県)	国から譲渡された法定 外公共物の維持管理	国から譲渡された法定外公共物の維持管理に要する経費は、措置されていない。 住民の高齢化や集落の分散化により集落独自の維持管理が困難となっており、法定外公共物の老朽化により今後の維持管理経費が増嵩していくが、集落で生活している市民の生活道としての役割維持に必要不可欠の経費であるため、普通交付税による財政措置を講じること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 法定外公共物については、道路台帳等の交付税算定に用いることができる公信力のある数値がないこと、維持管理経費を市町村が負担する場合や地元住民が負担する場合等、各団体により状況が様々であるため、標準的な経費を設定することができないことから、普通交付税の算定に反映することは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	岩手県 北上市 (岩手県)	臨時財政対策債の振替 制度の廃止と地方交付 税の総額確保	<p>臨時財政対策債の元金償還金については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することになっているが、基準財政需要額総額に占める割合も年々増加しており、臨時財政対策債償還金によって他の基準財政需要額が圧縮されることになってきている。</p> <p>臨時財政対策債の振替制度を廃止していただきたいが、今後も財源不足を臨時財政対策債の発行で賄うことになる場合は、法定率の引き上げ等により地方交付税の総額を確保していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">[新規] [継続]</p> <p>北上市 岩手県</p>	<p>一部採用する。</p> <p>臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方公共団体の財政需要を的確に捕そくし、現実の財政運営に支障が生じないように対処することとしている。したがって、臨時財政対策債償還費相当額が増嵩することによって、他の基準財政需要額を圧縮することはない。</p> <p>平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準を上回る61.5兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税の減少を最小限にとどめ、臨時財政対策債を大幅に抑制した。（平成27年度4.5兆円、平成26年度5.6兆円、△1.1兆円）</p> <p>また、法定率の引上げについては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため見直しを行い、総額を適切に確保した。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
2	(法)	寒川町 (神奈川県) 佐賀市 (佐賀県)	法定率の引上げ等による地方交付税の総額の確保及び臨時財政対策債の振替制度を廃止	法定率の引上げ等により、地方交付税の総額を確保し、臨時財政対策債の振替制度を廃止していただきたい。 [継続]	一部採用する。 平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準を上回る61.5兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税の減少を最小限にとどめ、臨時財政対策債を大幅に抑制した。(平成27年度4.5兆円、平成26年度5.6兆円、△1.1兆円) また、法定率の引上げについては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため見直しを行い、総額を適切に確保した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(法)	市川市 (千葉県) 佐倉市 (千葉県) 野田市 (千葉県)	臨時財政対策債の廃止 及び過年度発行分の臨時 財政対策債元利償還 金の全額保障	<p>地方交付税の財源不足については、法定率の引上げ等により対応することとし、臨時財政対策債の振替の廃止を行い、過年度に発行した臨時財政対策債の元利償還金については、交付・不交付にかかわらず、後年度における補填措置を講ずること。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p> <p>市川市</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>佐倉市、野田市</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乗せして、平成26年度の水準を上回る61.5兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税の減少を最小限にとどめ、臨時財政対策債を大幅に抑制した。（平成27年度4.5兆円、平成26年度5.6兆円、△1.1兆円）</p> <p>また、法定率の引上げについては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため見直しを行い、総額を適切に確保した。</p> <p>なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されるものであり、その元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしているもの。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	(法)	国立市 (東京都)	臨時財政対策債への振替制度廃止、国税5税の交付税率引き上げ及び過年度発行分の臨時財政対策債元利償還金の実額保障	<p>地方財政の財源不足額と地方交付税の法定額との乖離の幅が大きく、かつ、その状態が継続していることから、臨時財政対策債への振替制度を廃止し、地方が自立できるだけの本格的な税源移譲、若しくは、国税5税の交付税率引き上げを行うべきである。</p> <p>地方交付税制度の抜本的改正がなされるまでの間においても、過去に借り入れた分の元利償還金については、実額が保障されるよう何らかの制度新設・改正をすべきである。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準を上回る61.5兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税の減少を最小限にとどめ、臨時財政対策債を大幅に抑制した。（平成27年度4.5兆円、平成26年度5.6兆円、△1.1兆円）</p> <p>また、法定率の引上げについては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため見直しを行い、総額を適切に確保した。</p> <p>なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されるものであり、その元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしているもの。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
5	(法) (省)	八王子市 (東京都)	国税5税の法定率の引 上げによる交付税総額 の確保と臨時財政対策 債の振替割合の逡減	臨時財政対策債による対応を見直 し、法定率の引上げ等により地方交 付税総額を確保すること。また、普 通交付税の交付額を大きく上回る臨 時財政対策債を起債することは、市 民や議会の同意を得るのは難しい状 況であることから、臨時債の振替割 合について逡減するようにすること。 [継続]	一部採用する。 平成27年度においては、地方団体の安 定的な財政運営に必要な地方交付税を含 む一般財源総額について、地方創生のた めの財源等を上乘せして、平成26年度の 水準を上回る61.5兆円を確保し、地方税 が増収となる中で地方交付税の減少を最 小限にとどめ、臨時財政対策債を大幅に 抑制した。（平成27年度4.5兆円、平成 26年度5.6兆円、△1.1兆円） また、法定率の引上げについては、交 付税原資の安定性の向上・充実を図るた め見直しを行い、総額を適切に確保し た。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	(法)	下松市 (山口県)	臨時財政対策債の廃止 及び法定率の引上げ	<p>法定五税の税率、地方交付税率の引き上げ等により、財源不足に対応する。</p> <p>地方財政の健全性を損ねる臨時財政対策債を廃止し、平成12年度までの措置のように、基本的に財源不足は交付税特別会計で対応する。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成26年度から平成28年度までの間においては、地方の財源不足については、国と地方が折半して補填することを基本としており、国は一般会計からの臨時財政特例加算、地方は臨時財政対策債の発行により対応することとしたところ。</p> <p>また、法定率の引上げについては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため見直しを行い、総額を適切に確保した。</p> <p>なお、平成12年度までのいわゆる特会借入方式は、「個々の地方公共団体にとっては交付税の総額の設定の課程で整理されるものであるため、地方公共団体や住民に借入の実態がわかりにくいこと」、「国の予算上においても特会借入は、国の財政実態をわかりにくくしていること」等の問題が指摘されていたため、平成13年度より「国負担分は一般会計からの繰入」、「地方負担分は個々の団体の特例地方債発行」という方式により財源不足を補填することとし、国と地方の役割分担の明確化、財政の透明化等を図ることとしたものである。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法) (省)	鶴岡市 (山形県) 酒田市 (山形県) 庄内町 (山形県)	①徴税費の算定における合併市町の実情を反映した単位費用の算定。(職員数及び補正係数の改善) ②公民館費の算定における合併市町の面積拡大を踏まえた公民館数の拡充や合併団体の実情に見合った算定を要望 ③社会体育施設に係る算定における合併市町村の実情を反映した算定	①【徴税費】支所に配置されている税務職員に係る需要を適切に算定できるよう、人口密度の低い団体に対する密度補正率を改善すること。 広大な面積に対応するために配置された税務職員に係る需要を適切に算定できるよう、算定職員数を改善すること。 ②【その他の教育費】合併による市町村の面積拡大を踏まえ、公民館数の拡充と合併団体の実情に見合った算定を行うこと。 ③【その他の教育費】また、標準団体の社会体育施設の増と、密度補正による人口密度が低い団体における社会体育施設のかかり増し経費の加算を要望。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 市町村の姿の変化に応じた交付税算定については、平成27年度において、消防費、清掃費の見直しを行うこととしたところ。その他の費目については、平成28年度以降見直しを行うこととしており、引き続き検討する。 なお、支所に配置されている税務職員については、平成26年度から支所に要する経費の算定において措置しているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	(法) (省)	滋賀県 京都府	その他教育費の算定に おける各公共施設経費 の反映	その他教育費に算定されている公民館、図書館、社会体育施設について、単位費用での加算措置、または旧役場の数に応じた配慮が必要。 標準団体を上回る施設数に係る需要額相当を適切に算入すること。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 市町村の姿の変化に応じた交付税算定については、平成27年度において、消防費、清掃費の見直しを行うこととしたところ。その他の費目については、平成28年度以降見直しを行うこととしており、引き続き検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(法) (省)	島根県 島根県全市町村	人口密度が低く可住地 が分散している団体 に対する適正な交付税算 定への改正	標準団体における公民館数の見直 しを単位費用に反映。 合併して広域化した団体につい て、面積（可住地面積）に応じた算 定。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 市町村の姿の変化に応じた交付税算定 については、平成27年度において、消防 費、清掃費の見直しを行うこととしたと ころ。その他の費目については、平成28 年度以降見直しを行うこととしており、 引き続き検討する。
4	(法) (省)	真庭市 (岡山県)	非常備消防費につい て、地域の実態に応じ た算定方法の見直し	基準財政需要額に消防団の必要経 費が適切に反映されるよう算定方法 の見直しを要望。 [新規]	採用する。 非常備消防費については、平成の合併 による市町村の姿の変化を踏まえ単位費 用において消防団員数（+20人）、分団 数（+1分団）の拡充を図り、人口密度 450人／k㎡未満の団体に対して密度補 正を行うよう見直したところ。 なお、消防団員数が標準団員数を一定 程度上回る団体については、特別交付税 の対象としているところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
5	(法) (省)	広島県	行政区域の拡大に対応した交付税算定（人口密度等による需要の割増、消防署所、公民館等の施設数の見直し）	人口密度等による需要の割増、消防署所、公民館等の施設数の見直しによる単位費用への反映の確実な実施。 [新規]	一部採用し、引き続き検討する。 消防費については、合併により市町村の面積が拡大したことを踏まえ、標準団体の出張所を2箇所から3箇所に見直すとともに、合併市町村においては、旧市町村における常備消防機能（消防署所）の維持に係る経費を算定に反映させるため、旧市町村ごとにその割増経費を算定し、一本算定に密度補正により加算することとしたところ。 また、その他の費目については、平成28年度以降見直しを行うこととしており、引き続き検討する。
6	(法) (省)	徳島県	行政区域の広域化等を考慮した消防費の算定の見直し	「消防分団数」と「消防団員数」の実態を考慮した算定の見直しを行うこと。 [新規]	採用する。 非常備消防費については、平成の合併による市町村の姿の変化を踏まえ単位費用において消防団員数（+20人）、分団数（+1分団）の拡充を図り、人口密度450人/k㎡未満の団体に対して密度補正を行うよう見直したところ。 なお、消防団員数が標準団員数を一定程度上回る団体については、特別交付税の対象としているところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	(法) (省)	丸亀市 (香川県)	市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直し	<p>「人口密度等による需要の割増」、「標準団体の面積を見直し、単位費用に反映」の見直しに当たっては、実態把握に努め、わかりやすい算定方法及び確実な実態の反映に加えて、合併算定替が終了する自治体が平成27年度にはピークを迎えることから、早期の見直しを求める。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>市町村の姿の変化に応じた交付税算定については、平成27年度において、消防費、清掃費の見直しを行うこととしたところ。その他の費目については、平成28年度以降見直しを行うこととしており、引き続き検討する。</p>
8	(法) (省)	佐賀県	非常備消防等に係る標準団体行政規模の見直し	<p>標準団体における消防団員数の増員及び面積の見直しを行うこと。</p> <p>[新規]</p>	<p>採用する。</p> <p>非常備消防費については、平成の合併による市町村の姿の変化を踏まえ単位費用において消防団員数(+20人)、分団数(+1分団)の拡充を図り、人口密度450人/k㎡未満の団体に対して密度補正を行うよう見直したところ。</p> <p>なお、消防団員数が標準団員数を一定程度上回る団体については、特別交付税の対象としているところである。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
9	(法) (省)	長崎市 (長崎県)	市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直しの確実な実行と地方の実情の適切な反映	<p>【地域振興費（人口）】旧一島一町村の実情を踏まえた属島補正の創設、離島市の実情を踏まえた隔遠地補正の見直し、新設合併市の実情を踏まえた合併補正の創設。</p> <p>【消防費】常備消防費の給与費について、密度補正の創設、消防出張所数や消防分団数に応じた密度補正の創設。</p> <p>【その他の教育費】公民館等の数に応じた密度補正の創設。</p> <p>【社会福祉費】保育所数に応じた密度補正の創設、社会福祉協議会数に応じた密度補正の創設。</p> <p>【保健衛生費】保健センター数に応じた密度補正の創設。</p> <p>【清掃費】ごみ処理施設数に応じた密度補正の創設、ごみ収集費の実態を反映した単位費用の見直し。</p> <p>【徴税费】合併市町村数に応じた密度補正の創設。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>【地域振興費（人口）】 離島であることにより増加する経費のうち、消防費・清掃費に係るものについて、隔遠地補正・属島補正を充実し、離島団体の需要額を割増することとしたところ。</p> <p>【常備消防費】 消防費については、合併により市町村の面積が拡大したことを踏まえ、標準団体の出張所を2箇所から3箇所に見直すとともに、合併市町村においては、旧市町村における常備消防機能（消防署所）の維持に係る経費を算定に反映させるため、旧市町村ごとにその割増経費を算定し、一本算定に密度補正により加算することとしたところ。</p> <p>【非常備消防費】 非常備消防費については、平成の合併による市町村の姿の変化を踏まえ単位費用において消防団員数（+20人）、分団数（+1分団）の拡充を図り、人口密度450人/k㎡未満において密度補正を行うよう見直したところ。</p> <p>【清掃費】 標準団体の面積の見直し（160k㎡→210k㎡）に併せて、ごみ収集・運搬に要する経費を見直し単位費用に反映するとともに、人口密度が低い団体においては、ごみ収集・運搬に要する経費が増加する実情を踏まえ、人口密度に応じた補正を新設する。</p> <p>【その他の費目】 平成28年度以降見直しを行うこととしており、引き続き検討する。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	幸田町 (愛知県)	ふるさと納税の寄付金を基準財政収入額に75%算入すること	<p>ふるさと納税に係る寄付金は基準財政収入額に算入されないため、当該自治体の地方交付税額が減少することはない。</p> <p>寄付金獲得のために寄付者に対して高額な返礼品を送るケースが見受けられ、本来の趣旨とかけ離れている。当該寄付金を基準財政収入額に算入し、寄付金獲得のために高額な返礼品を送る等の施策を抑制することにより、適切な運用を確立する。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>基準財政収入額は、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入である。したがって、ふるさと納税による寄附金については、基準財政収入額に算入しないこととしている。</p> <p>なお、有識者等による「ふるさと納税研究会」の報告書において、「「ふるさと納税」の趣旨を踏まえれば、「ふるさと納税」に相当する寄附金についても、これまでと同様の取扱いとし、寄附を受領した地方団体の地方交付税が減少することのないようにすることが望ましい。」とされているところ。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地方消費税交付金]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	札幌市 帯広市 (北海道)	地方消費税交付金における精算制度の導入	地方消費税交付金について、精算制度を導入されたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 基準税額等と課税等の実績との間のかい離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、著しいかい離が生じること等があるため、当分の間、例外的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税交付金については、基準額及び交付額のいずれも年度間で比較的安定して推移する指標等を算定の基礎としていることから、例外的な措置としての精算を要するほどの著しいかい離が生じること等があるとは認められない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地方消費税交付金]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	(法)	熊本市	地方消費税交付金の精算制度と減収補てん債の対象税目の追加	地方消費税交付金について、精算制度の導入若しくは減収補てん債の発行を認められたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 基準税額等と課税等の実績との間のかい離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、著しいかい離が生じること等があるため、当分の間、例外的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税交付金については、基準額及び交付額のいずれも年度間で比較的安定して推移する指標等を算定の基礎としていることから、例外的な措置としての精算を要するほどの著しいかい離が生じること等があるとは認められない。